

見えてきた四半期開示の方向性

四半期開示制度 1

コンサルティング事業部

公認会計士 高桑 昌也

E-mail: m-takakuwa@esnet.co.jp

上場会社に対しては、年度・中間の各年度2回の決算及びこれについての監査法人又は公認会計士による会計監査が証券取引法によって義務付けられている。

これに加えて平成16年4月1日以後開始事業年度から、上場企業の財務数値の四半期開示が各証券取引所の定めるルールによって導入されている。

四半期開示は現在監査法人及び公認会計士による関与は法律上求められておらず、また、実務上の関与もほとんどなされていない*1(東証マザーズ等の新興企業向け市場は四半期財務諸表の監査人によるレビューが義務付けられており、これを除く)。

現在の四半期開示は、その開示の範囲及び会計処理*2について企業の裁量が入る余地がある。そのため、四半期開示数値の信頼性については、一部アナリスト等の識者から指摘されてきた。

四半期開示の信頼性・正確性を担保するため、金融庁も検討している様子。一部報道*3によれば、金融庁は来年の通常国会で証券取引法を改正し、2008年にも四半期決算開示の法定化、監査法人又は公認会計士のレビュー制度の導入を実現する見通し。

四半期開示及び監査人によるレビューが法定化されることになれば、当該企業の裁量も少なからず排除されるが、四半期レビュー対応など、企業の事務的負担及びコストが増加することも懸念される。

*1 監査法人がサービスの一環として、決算短信と同様に四半期開示についてもその内容の妥当性についてチェックすることも実務上あり得る。

*2 例えば連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書の開示は任意とされているし、連結・金融商品・退職給付等の会計基準においても、一部において簡便的手法の採用が認められている。

*3 2005年6月11日付日本経済新聞内記事による。